

大口町告示第3号

大口町臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱を次のように定める。

平成29年1月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的かつ臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、大口町（以下「町」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記に掲げる臨時福祉給付金が支給される者をいう。

（臨時福祉給付金の支給）

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき1万5,000円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 臨時福祉給付金に係る町の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から3か月までとする。

（申請及び支給の方式）

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 申請者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかによ

り行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示することにより、申請者本人による申請であることを証する。
- (代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者
- 2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。この場合において、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 町は、第1項各号に掲げる代理人の種別ごとに次に掲げる方法により代理権の確認をする。
- (1) 第1項第1号の者 住民基本台帳により確認する方法
 - (2) 第1項第2号の者 法定代理人であることを証する書類の写し等の提出又は

提示を求める方法

- (3) 第1項第3号の者 申請者との関係を説明する書類、町長が個別に交付した委嘱状の写し等の提出又は提示を求める方法
(支給の決定)

第8条 町長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給する。

- 2 別記(1)エに規定する児童等については、当該児童等分の臨時福祉給付金につき当該児童等の保護者から代理申請があった場合でも、不支給とする(町において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。
- 3 別記(1)オに規定する者が別記(1)オに規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不支給とする(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。)に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。
- 4 別記(7)に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき別記(7)に規定する当該者の養護者から代理申請があった場合でも、不支給とする(町において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知等)

第9条 町長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合は、

支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給した臨時福祉給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年9月30日限り、その効力を失う。

別記（第2条及び第8条関係）

支給対象者及び不支給対象者

次の支給対象者に対して、臨時福祉給付金を1人につき1万5,000円支給する。

(1) 臨時福祉給付金は、次のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、カの要件に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において臨時福祉給付金が支給される者を除く。）に支給する。

ア 平成28年1月1日において、町の住民基本台帳に記録されている者
イ 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。（1）ウにおいて同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。（1）ウにおいて同じ。）を町に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。（1）ウにおいて同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。（1）ウにおいて同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

ウ 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を町へ行ったものを除く。）

エ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、

基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。(1) オにおいて同じ。) であり、かつ、基準日以後に次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成10年1月3日以後に生まれた者）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成8年1月3日以後に生まれた者）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が町に所在しているもの

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことにより、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあっては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）

(イ) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院

等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあっては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。)

- (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (エ) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (オ) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）
- (カ) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- オ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に町に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において町にその住民票を移してお

らず、次に掲げる(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を町に申し出たもの

(ア) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

(イ) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条による保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあっては、同条第1項第1号による接近禁止命令又は同項第2号による退去命令。その同伴者にあっては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。

(ウ) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

(エ) 基準日の翌日以後に住民票が町へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）による支援措置の対象となっていること。

カ 平成28年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下このカにおいて「市町村民税」という。）が課されていない者又は町の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業

専従者をいう。以下同じ。) を除く。)

(2) (1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日に保護が停止されていた者及び平成28年1月2日から平成28年10月1日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下このイにおいて「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成28年1月2日から平成28年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下このウにおいて同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成28年1月2日から平成28年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下このエにおいて「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び平成28年1月2日から平成28年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(3) (1)の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

(4) 基準日において(1)エの(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等について

ては、(1) カの要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、(1) エ(ウ)、(エ) 又は(カ) に該当する 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した児童等である父又は母（以下この(4)において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この(4)において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

(5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において町にその住民票を移しておらず、(1) オ(ア) の要件を満たし、かつ、(イ) から(エ) までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を町に申し出たものについては、(1) カの要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これにより臨時福祉給付金の支給に係る審査を行う。

(6) (5)以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

(7) 基準日において、以下のア又はイのいずれかに該当する者については、(1) カの要件の適用に当たっては、当該者の扶養者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ア 障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 3 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採ら

れている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（基準日において、65歳以上の者（昭和26年1月2日以前に生まれた者）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

別記様式(第6条関係)

臨時福祉給付金(経済対策分) 申請書(請求書)

大口町長 様

大口町
受付印

1. 申請者

年 月 日

(印)

年 月 日

電話 ()

* 記名押印に代えて署名することができます。

* 本人確認書類を裏面に添付してください。

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金(経済対策分)(対象者1人につき1万5千円)を申請します。

2. 上記1. の申請書の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記1. の申請者(以下【a】といいます。)が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者(以下【b】といいます。)を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄に御記入ください(この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)~(6)に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。)。

(印)

年 月 日

* 記名押印に代えて署名することができます。

* 本人確認書類を裏面に添付してください。

* 扶養者の住民所在地が、平成28年1月1日現在本町外にある場合、住民税非課税証明書を添付してください。

3. 受取方法

(希望する受取方法(下記のA又はB、もしくはC)のチェック欄(□)に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 登録されている金融機関口座(下記)への振込を希望

--	--	--

B 新たに指定した、金融機関口座(1. の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

* 通帳かキャッシュカードの写しを裏面に添付してください。

1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座						
店番号									

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

C 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成28年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2. の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、町が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、町において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成29年8月31日までに、町が申請者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、町は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

申請内容確認書類 写し 貼付け

- 本人確認できる書類の写し(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
※世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。
※外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「B」を選択された方のみ、書類の添付が必要)

写し 貼付け

〔 ○ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの
写し 〕